

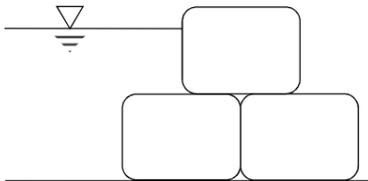
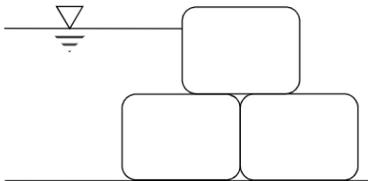
R 仮設工

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 6 月 20 日以降	令和 5 年 8 月 22 日以降

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">R 仮 設 工</p> <p>R～1200 大型土のう設置工</p> <p>1 適用範囲 【省略】</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 大型土のうは、φ1100 mm、高さ <u>1100 mm (耐候性)</u> を標準とし、<u>耐用年数については工程を考慮し、適切に選択すること。</u></p> <p>(2) <u>転用回数</u>の制限はないが、受注者の責によらない現場条件等により、<u>転用できないと判断できる場合は必要に応じて設計変更すること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 使用回数は、工事数量総括表の摘要欄に明示し、必要に応じて設計変更すること。</p> <p>(4) 移設については、設置歩掛を準用する。</p> <p>(5) 数量は1個当り <u>1.10m</u> (幅) × <u>1.10m</u> (高さ) により算出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 段積み</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 段積み</p>  </div> </div> <p>(6) 撤去後の袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は別途計上する。</p> <p>(7) 中詰土は現場の有材を使用した場合のものであり、土砂が現地にない場合は別途考慮のこと。</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">R 仮 設 工</p> <p>R～1200 大型土のう設置工</p> <p>1 適用範囲 【省略】</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 大型土のうは、φ1100 mm、高さ <u>1080 mm</u>を標準とする。</p> <p>(2) <u>転用回数は1回 (転用率 100%)</u> を標準とする。なお、現場条件により、<u>転用回数を適宜増減することができる。</u></p> <p><u>(転用回数を増できる場合)</u></p> <p><u>①陸上で使用する場合、②短期間使用する場合、③日陰で使用する場合等</u></p> <p><u>(転用できないと判断できる場合)</u></p> <p><u>①重機足場として使用する場合、②設置後6ヶ月程度以上経過した場合等</u></p> <p>(3) 使用回数は、工事数量総括表の摘要欄に明示し、必要に応じて設計変更すること。</p> <p>(4) 移設については、設置歩掛を準用する。</p> <p>(5) 数量は1個当り <u>1.10</u> (幅) × <u>1.08</u> (高さ) により算出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 段積み</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 段積み</p>  </div> </div> <p>(6) 撤去後の袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は別途計上する。</p> <p>(7) 中詰土は現場の有材を使用した場合のものであり、土砂が現地にない場合は別途考慮のこと。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の追加及び改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----